平成３０年（フ）第２１号
鹿児島県鹿児島市宇宿３丁目13番11号　コーポ山下201号
破産者　石堂　恵子
1　破産債権の届出期間　平成30年６月13日まで
2　一般調査期日　平成30年７月25日午後１時30分
平成30年５月23日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第４０号
三重県名張市新田1158番地の８
破産者　有限会社メイハン工業
1　破産債権の届出期間　平成30年６月21日まで
2　一般調査期日　平成30年６月28日午前10時
平成30年５月24日　津地方裁判所伊賀支部

平成３０年（フ）第２号
滋賀県彦根市南川瀬町1250番地１（202号）
破産者　森　美沙緒
1　破産債権の届出期間　平成30年７月２日まで
2　一般調査期日　平成30年９月３日午前10時30分
平成30年５月21日　大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第３３６号
埼玉県所沢市並木８丁目１番地１―805
破産者　川鍋由紀子
1　破産債権の届出期間　平成30年７月23日まで
2　一般調査期日　平成30年９月19日午後３時40分
平成30年５月24日
さいたま地方裁判所川越支部

特別清算終結

平成２９年（ヒ）第５０２号
福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野383番地１
清算株式会社　株式会社キタハマ興産
1　決定年月日　平成30年５月21日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（ヒ）第２１０３号
東京都千代田区麹町３－３ＫＤＸ麹町ビル４階
清算株式会社　株式会社ＴＳサポート
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成３０年（ヒ）第２０３０号
東京都港区虎ノ門２丁目２番５号
清算株式会社　株式会社ジェイジェイ
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成３０年（ヒ）第３００８号
大阪市平野区平野西５丁目９番10号
清算株式会社　株式会社ウサミプランニング
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

平成３０年（ヒ）第３０１１号
大阪市浪速区稲荷１丁目12番14号
清算株式会社　株式会社タナカユキ
代表清算人　田中　徳彦
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
1　協定債権の確定
⑴　債権者数　４名
⑵　協定債権総額　11億0566万9602円
2　権利の変更
⑴　各協定債権者は、清算株式会社に対し、各協定債権の総額につき、協定認可確定時にその債務を免除する。
⑵　協定債権者株式会社オリエントコーポレーションは、清算株式会社に対し、株式会社タナカユキ（本店所在地　大阪府貝塚市石才285―１）を主債務者とする連帯保証債務を、協定認可確定時に免除する。
⑶　清算株式会社に新たな財産が発見されたとき、または、清算結了時において予備費として留保された清算株式会社の財産に残余があるときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者（但し株式会社オリエントコーポレーションを除く。）に対し、換価財産から必要な費用を控除した残額を平成30年２月23日における各協定債権の元本の額（但し、同日における清算株式会社及びその保証人たる清算株式会社代表清算人田中徳彦による弁済後の残額とする。また、特別清算手続において劣後する旨の特約ある別紙劣後債権一覧記載の債権を除く。）の割合に応じて弁済する。この場合においては、弁済を受けた各協定債権者が第１項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
大阪地方裁判所第６民事部

監督命令

平成３０年（再）第２号
熊本県宇城市小川町北新田５番地
再生債務者　医療法人社団大森会
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　熊本市中央区京町１丁目11番３号　田中法律事務所　弁護士　田中　俊夫
平成30年５月21日
熊本地方裁判所民事第１部

再生手続開始

平成３０年（再）第１号
愛知県高浜市青木町９丁目１番地135
再生債務者　山崎真里子
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年６月19日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成30年７月10日から平成30年７月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成３０年（再）第２号
愛知県高浜市青木町９丁目１番地135
再生債務者　山崎　文彦
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年６月19日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成30年７月10日から平成30年７月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成３０年（再イ）第５７号
埼玉県飯能市大字中山382番地１（Ａ―410）
再生債務者　牛尼　覚
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年６月12日まで
4　一般異議申述期間　平成30年６月26日から平成30年７月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（再イ）第５９号
埼玉県鶴ヶ島市大字下新田９番地８
再生債務者　松岡　厚志
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年６月12日まで
4　一般異議申述期間　平成30年６月26日から平成30年７月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（再イ）第３６号
神奈川県秦野市渋沢779番地の３
再生債務者　湯川　奨馬
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年６月12日まで
4　一般異議申述期間　平成30年６月26日から平成30年７月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成３０年（再イ）第２１号
静岡市葵区足久保口組3276番地の254
再生債務者　岡村和津子
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年６月12日まで
4　一般異議申述期間　平成30年６月21日から平成30年７月３日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（再イ）第１８号
栃木県河内郡上三川町大字ゆうきが丘29番地２
再生債務者　折笠　豪信
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年６月13日まで
4　一般異議申述期間　平成30年６月27日から平成30年７月５日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部